

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

(要旨)

特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項の規定に基づく認証取消しの要件（事業報告書等 3 年以上未提出）に該当する 4 法人の設立の認証を取り消す。

(認証取消日)

平成 24 年 3 月 27 日

(法人の概要)

法人名	①遊友館	②食の安全安心研究会
主たる事務所の所在地	伊豆市熊坂 45 番地の 5	富士宮市若の宮町 113 番地の 2
設立年月日	平成 15 年 9 月 1 日	平成 17 年 5 月 30 日
主な特定非営利活動の種類	保健、医療又は福祉の増進	消費者の保護

法人名	③インカム	④富士川断層を観測する会
主たる事務所の所在地	磐田市中泉 112 番地の 6	富士市中之郷 1299 番地の 5
設立年月日	平成 18 年 4 月 24 日	平成 19 年 7 月 18 日
主な特定非営利活動の種類	経済活動の活性化	地域安全活動

(根拠)

- ・ 特定非営利活動促進法第 29 条第 1 項

特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度 1 回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁（静岡県知事）に提出しなければならない。

- ・ 特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項

所轄庁（静岡県知事）は、特定非営利活動法人が、3 年以上にわたって第 29 条第 1 項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

(参考)

- 過去の処分状況

設立の認証の取消し 6 件（事業報告書等 3 年以上未提出）

- ・ 平成 19 年度 1 件
- ・ 平成 20 年度 1 件
- ・ 平成 22 年度 4 件

- 全国の認証取消数（平成 24 年 2 月末現在）

954 件（認証数 44,845 件）